

平成22年第9回教育委員会定例会

開会年月日 平成22年5月11日(火)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 外 松 和 子  
同 委 員 内 藤 幸 子  
同 委 員 天 沼 英 雄  
同 委 員 安 藤 睦 美  
同 教育長 藺 部 俊 介

議 題

1 議案

- (1) 議案第33号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

2 陳情

- (1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

3 協議

- (1) これからの生涯学習のあり方について〔継続協議〕  
(2) 教育委員会における当面の課題について〔継続協議〕

4 報告

- (1) 教育長報告  
平成21年度の特別支援教育における主な取組について  
区立小中学校のアスベストフォローアップ調査について  
区立小中学校の耐震改修状況について  
大泉第二中学校と補助線街路第135号線および第232号線について  
その他

開 会 午後 2時00分

閉 会 午後 4時10分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長

室 地 隆 彦

生涯学習部長	郡 榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	阿 形 繁 穂
学校教育部新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同 学務課長	古 橋 千重子
同 施設給食課長	金 崎 耕 二
同 教育指導課長	吉 村 潔
同 総合教育センター所長	杉 本 圭 司
生涯学習部生涯学習課長	臼 井 弘
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ

傍聴 4名

委員長

それでは、ただいまより、平成22年第9回教育委員会定例会を開会する。  
 本日は、傍聴の方が2名お見えになっている。  
 それでは、案件にそって進めていく。  
 本日の案件は、議題1件、陳情1件、協議2件、教育長報告5件となっている。

- (1) 議案第33号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

委員長

それでは初めに、議案第33号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼についてである。この議案について説明をお願いする。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

何かご意見、ご質問はあるか。公務災害があった場合も不利益にならないように配慮されている条例だと思う。よいか。

教育長

これまで記録にある限り事例はない。

委員長

それでは、承認ということでよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第33号は「承認」とする。

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

次に、陳情案件である。陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。

この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況を見守りながら審査を進めることとしている。その後の状況はいかがか。

生涯学習課長

今回、特に報告できる動きはない。

委員長

では、本日は継続したいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第4号については「継続」とする。

協議(1) これからの生涯学習のあり方について〔継続協議〕

委員長

では、協議案件である。協議(1) これからの生涯学習のあり方について。

この協議案件については、これまで数回協議を行ってまいった。また委員それぞれに、他区の状況を調べたりなど、認識を深めていただいているところである。今後は、組織のあり方検討委員会の検討結果や答申などを受けて協議を進めてまいりたいと考えている。したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、この協議案件については「継続」とする。

協議(2) 教育委員会における当面の課題について

委員長

次の協議案件に入る。協議(2) 教育委員会における当面の課題についてである。  
この協議案件については、本日で3回目となる。今回は、課題5について資料が提出されているので、説明をお願いしたいと思う。

学務課長

資料に基づき説明

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

ただいまの説明の内容も含めて、委員の皆さんのご意見、ご質問をお聞きしたいと思う。

天沼委員

施設に余裕のない小・中学校への対応策ということであるが、特に中学校のほうは、大泉地区、石神井地区に固まっている。これに対する対応策は、3番に挙げられた周辺校への指定校変更とか、通学区域の変更では難しい状況が、この地域全体としてでき上がっている。であるので、の原則として行わないと言われた教室の増改築をせざるをえないのではないか。いかがか。

教育長

今、天沼委員のご質問があったが、施設に余裕のない学校で、少なくとも平成23年度以降、しっかりとした増築計画があるところはあるか。

施設給食課長

ご指摘の学校について増築の計画は今のところはない。先ほど委員ご指摘の、対応策として「増築を考えるべきではないか」ということについては、東京都教育人口推計を見ながら、必要があれば、一定程度別棟で増築するという選択肢も出てくるかと思う。

それとは別に、学校内で保有している余裕教室を改修して使用するということも、対応策としては考えられる。ただ、当面、具体的にこの地区に増築という計画はない。

教育長

小学校と中学校を分けて考えたほうがいい。今、区立中学校の場合には区立小学校を卒業した子供たちの8割が入ってくる。それはここ15年ぐらい変わらない。そういう前提でいかなければいけない。

今、施設給食課長が、使われていない教室ということを行ったが、あるなら具体的に言ってもらいたい。対象の学校について全部教えてほしい。

#### 施設給食課長

普通教室の大きさとして学校につくられていて、そのままほかの目的に使われている、一時的余裕教室ということであると、上から順に、大泉中が1、大泉第二中が0、関中が0、石神井西中が1、石神井中が1、石神井東中が2、現状としてはそのような形になっている。

#### 天沼委員

余裕教室が1であれば、3学年あるうちの1学年のどこか1つだけということになる。そうすると、余裕教室を普通教室に直して使うというのでは限界が見えている。0という学校も2カ所あるので、どこかに増築、改築をしていくことを考えておかないとならないということにならないか。

ところで、今、中学校は何階建てか。

#### 施設給食課長

おおむね、小学校は3階、中学校は4階建てである。

#### 天沼委員

それでは、上に増築というのも難しい。グラウンドをつぶすというのはちょっと気の毒であるし。

#### 委員長

なかなか厳しい。

#### 施設給食課長

姉齒事件があってから建築基準が非常に厳しくなった。3階の上に4階を建てるといような増築は、基本的に認められていない。だから別棟で、校庭を狭くしても校舎をつくっていく。私どもとしては、校庭の拡張の機会があれば積極的にやっていくというぐあいに考えている。

#### 教育長

東京都の児童・生徒の推計は5年である。であるから、5年後はおおむねで出るが、その先が見えないことがある。ただ、中学校で余裕のないところというのは、小学校も余裕のないところである。その子供たちが上がっていくわけである。

#### 委員長

重なりがかなりある。

天沼委員

ほかに行き場がなくなる。

教育長

それともう一つは、学級編制の基準がおそらく数年後には変わってくると思うので、それも見ておかなければいけない。今の40人学級になるときも、10年ぐらいかけて順番になっていったわけである。であるから、それらも頭に入れていかなければいけない。

また、今、耐震補強でかなりお金がかかっている。施設に余裕のない学校、特に学校選択制で受け入れをしている学校は、学区内でいっぱいなのだから受け入れることはない、そういう考え方も生まれてくる。一方で、周りにはまだ受け入れられる中学校がある。

委員長

ゆとりの学校もある。

教育長

ゆとりの学校はどうなっているのか。

施設給食課長

中学校の一時的余裕教室、全校の平均としては1学校あたり2.6。ただ、多いところで言うと、練馬中学校6、北町中5、豊玉二中6、八坂中5、谷原中5、一番多いところであると、光が丘第四中学校の11という例もある。

天沼委員

増築において、校庭を狭くしてもと言われたわけであるが、例えば自転車置き場や駐車場、校舎と正門の間にそういうスペースがある。校庭をつぶすよりは、みんなに歩いてきてもらって、子供のスペースはできるだけつぶさないような形で何とかお願いできないか。

委員長

今、天沼委員から、新しい視点でどうやって確保するかというご意見をいただいた。

施設給食課長

中学校は3年間という短い期間の中でクラブ活動など、授業以外で校庭が非常に重要な位置を占めている。委員ご指摘の点も踏まえて、私どもとしてはできる限り校庭をつぶさないような形でということで考えている。まず先に、校庭にひっかからないところからということで進めてまいる。

委員長

そういう配慮は必要かと思う。

教育長

一方で、今挙げたように、ゆとりのある学校が6つもある。そういった地域的なアンバランスを生じている。それはまた別の課題で検討していただくが、いずれにしても、中学校で施設に余裕のない学校は5年間は変わらない。少人数授業だとかをやらざるを得なくなってくると、当然、最低限必要なスペースというのは出てくるわけである。都立の中学校は、学びの環境が良いためにさらに良くなってしまふ。区立中学校は狭いところにぎっちり入っている。少なくとも学びの環境ぐらいいはしっかりと整えることが必要なのではないかという意見も出している。

今、話に出ていた施設に余裕のない学校で、3教室ぐらいの増築ができるのかどうか。その辺の検討はどうなのか。

施設給食課長

平成23年度までは耐震補強ということで、耐震だけで20億円近く予算を積み上げている。ただ、基本的には増築ということで、別途今、協議しているところである。お金と時間をかけて少しずつ増築していくというような対応になるうかと考えている。あとはこの区域内で、どこを先に手をつけていくのが一番効果的であるか、そういう優先順位のつけ方も含めて検討していく必要があると考えている。

天沼委員

校舎なのだが、例えばプレハブで隣の教室で話し声がピンピン響いてくるというのは、学習環境としてはよくない。ちゃんとそのようなことがないよう考えていただきたいと思う。

施設給食課長

別棟で増築する場合には、形態としてはどういう形になるかは別として、プレハブ的なものではなくて本設として建築していくという考え方を持っている。また、別棟にするので、その時点でそこに建てたものについては、普通教室だけではなく、バリアフリートイレにするとか、2階、3階にもなれば、今の基準で言えばエレベーターも全部つけていくような形になる。それくらいの規模のものが建っていくというように考えていただければと思う。

教育長

今、既存のものに手をつけると、福祉のまちづくりということで、全部既存のものにまで基準が適用される。

施設給食課長

従来であると、建物が1つあって、それと同じ大きさのものをどんどんつないでいったのが今の練馬区の小・中学校である。ただ、今は同じことをしようとする、既に2

分の1制限とかいろいろな規制があって、既存の部分について、現行の建築基準法、バリアフリー法すべて適合するように、既存部分を改修しなければいけない。それは、事実上ほとんど不可能に近いので、基本的に別棟にならざるを得ないというのが現状である。

天沼委員

例えば2階を渡り廊下でつなげるという形でもだめなのか。

教育長

つないではだめである。であるから中学校で考えられるのは、かかである。通学区域の変更もあるが、中学校の場合には通学区域の変更のしようがない。石神井東中学校の下のように中学校が2校あるが、ここは学校も小さい。

天沼委員

大泉中学校は上に2つある。

教育長

人数の多い学校である。さっきの説明の中で昭和59年に通学区域の大幅な改正があったとのことだが、これは小学校、中学校ともに行ったのか。

学務課長

そうである。今、ご質問のあった昭和59年の通学区域の改正であるが、中学校も16校・13地区で変更している。変更するために練馬区通学区域検討協議会を昭和55年9月1日に実施をして、毎月PTAの連合協議会にかけるなど、青少年委員の方、校長会等現場の方、17名を出して検討を重ねて学区域を変更したということである。

教育長

今、学務課長から話があったように、昭和55年に検討協議会をつくったわけである。あのころは一定程度人口急増の先が見えたときである。中学校も、昭和50年代には全部でき上がって終わったところだったと思うが、現在、教育委員会として、検討協議会のようなものを設ける必要があるのか。設けてもすぐに回答は出ない。時間は1~2年かかると思うが、検討協議会を設けて学区域を見直していく必要があるのかということは、1つ課題として出てきた。

委員長

教育長がおっしゃったように、ある程度豊かなよい教育環境をつくるためには、施設の余裕は必要である。今ある中でどう工夫していくかということで、新たなものが生まれてくることもあるが、あまりぎちぎちではより豊かな教育を行うときに、課題が生じてくる。したがってこれは急務かと思う。

教育長

小学校のほうは割とうまくいっている。

委員長

固まらず散らばっている。

天沼委員

通学区域の変更などできそうなばらけ方である。

教育長

ただ、小学校の場合には、幹線道路で切られたりしているわけである。

委員長

安全面が重要である。

教育長

であるから、開進第一小学校が平成17年ごろ過大校になってしまったとき、仲町小学校、北町小学校、北町西小学校の3つに分けた。川越街道があって、環8があるということで、保護者の方にはいろいろとご迷惑をおかけしながらやった。今度は仲町小学校が増えてしまって、仲町小学校の子供たちが入らない状況がある。なかなか難しい。

天沼委員

仲町小学校のちょっと上に小と書いてあるが、この学校の状況はどうなのか。

学務課長

仲町小学校の上については北町小学校である。川越街道の向こう側ということになる。

天沼委員

北町小学校は少し余裕があるということか。

学務課長

北町小学校については、学級数の規模は18学級であって、そのほかに特別支援学級、知的障害のクラスが1学級ある。

内藤委員

小学校の10校もすべて、普通教室、授業用の教室として余裕がないということで、ここには挙げられているのだろうか。

施設給食課長

小学校の一時的余裕教室で言うと、平均が3.3であるが、大泉学園緑小学校が2、大

泉第二小学校が1、光和小学校は0。光和小学校は平成14年に改築したばかりなのだが、最大の24学級で設計したもので、そういったふうに使われているということである。下石神井小学校が0、富士見台小学校が1、田柄第二小学校が3、中村小学校が2、仲町小学校が1、開進第一小学校が2、開進第三小学校が1、以上である。

教育長

基本的に小学校は24学級と18学級と大きく2つに分かれている。光が丘の場合でも18学級と24学級がそれぞれあった。今、中村小学校は2教室あるのか。

施設給食課長

この一時的余裕教室は昨年の5月1日現在の数なので、現時点のものではない。先ほど申しあげた中学校の数字も同じである。

委員長

先ほど生涯学習課長からひろば事業で使っている部屋を説明を受けたが、例えば開進第三小などで利用しているマルチパーパスは、余裕教室の1として該当はしないのか。今の報告だと、それ以外に1あると考えてよいのか。

生涯学習課長

ひろば室自体は、専用室を設けていないので、ほかのところで使っている会議室等が空いたところで使わせてもらっている。したがって、ほかにもし余裕教室があって、常時使えるようならば、ぜひ使わせてもらいたいというのが所管の考えではあるが、なかなかそうもいかないというような状況である。

委員長

非常に難しい問題であるので、今日だけでは厳しいかと思う。

教育長

生涯学習課長の話の中で、実施場所について、例えば豊玉南小、南町小、大泉第一小はひろば室とある。これはひろば室専用の部屋があるということなのか。

生涯学習課長

そのとおりである。学童クラブ室と同じような形でひろば室というものが専用で設けている。

教育長

普段は使っていない。

委員長

それが学童クラブと併設して11校があるのだという先ほどの報告だった。

きょういろいろと意見がでたが、このことを突き詰めて検討するには、口頭で説明していただいた数字や、さっき天沼委員が質問なさった仲町小の上の北町小の状況など、そういったものがわかる資料が必要かと思う。そのように畑上に載せていただくと、より話が具体化でき、明らかになっていくかと思う。

#### 天沼委員

先ほどご質問させていただいたのは、通学区域の変更とか周辺校への指定校変更の入学の緩和などを頭に置いてのこと。そうすると、隣接する学校が、おそらく対象校になってくるのではないかと思う。その状況を把握すると、少し緩和策になるかと思ったので。

#### 教育長

小学校の場合には、基本的に8条申請も1校置いて向こうというのは認めていない。例えば中村小学校の場合には、隣にある中村西小学校、豊玉小学校、その下が豊玉南小学校であるが、小学生の場合には行動する範囲が限られているので、その中で可能かどうかということ。例えば光和小学校の場合には、つくるときから一切8条は認めなかった。しかし周りにマンションができて、割と早く24学級いっぱいになってしまった。多目的室などで、ゆとりの教室はつくってあるが。

#### 委員長

もともとそのように設計されているということである。

#### 内藤委員

今、ゆとりのないほうが出ているが、練馬区全体では児童数・生徒数が減ってきている。そういうことを考えると、増築が4番目ぐらいに来るとするのは妥当だと思っている。

通学区域の変更について、私も北町小にいたときに、開一小から分かれるというのに立ち会ったが、学区域や学校に愛着があるものを、線を引くことでバツと変えるというのはなかなか大変だと思う。しかし、全体のところを考えると、学区域の変更も十分に考えていかなければならないと感じている。

#### 安藤委員

すべての小学校の学区域を一度に変更するというのは、その土地それぞれの事情もあり、なかなか難しいとは思っている。例えば大泉学園緑小学校などは、中学校に小中一貫校ができる。そういったときにあわせての通学区域の更新はいかがか。小中一貫ができるに伴って、もともとの中学校の通学区域を変更する。そういったところから手をつけていくというのはどうなのか。

#### 新しい学校づくり担当課長

小中一貫教育校については、特例として小学校入学時、大泉学園緑小の学区で大泉学

園桜中の学区の子供たちについては、小学校入学時点から希望すれば桜小に入れるというような特例を設けている。その状況を見ながら今後の小中一貫教育のほうの通学区域というか、特例のあり方については方向性を出していくという話になる。

安藤委員

今、特例とおっしゃったが、なるべくそちらへ行ってほしいという働きかけはしているのか。

新しい学校づくり担当課長

緑小と桜小の関係の中では、そういうような形もあるうかと思うが、小中一貫教育校を今後他の学校でもつくっていくという過程の中で、この学校は特別だからというような形というのは難しいかと思っている。そういった意味で、現状の中では、仕組みとして小中一貫教育校の場合は、小学校入学時から中学校区が同じ場合には入れるという特例を設けたという経緯であるので、個別の桜小、緑小の関係についての話としては、ちょっとまた別の視点の検討が必要かと思っている。

教育長

そういう条件でやっていないので、特例で行く人はいいということで行っている。ただ、いずれにしてもこれを見直すときには、おそらく他の小中一貫教育校の組み合わせなども考えながらやっていかなければいけないと思う。

委員長

なるべく緑小の児童の皆さんも桜中に上がってくれるといい。

教育長

いずれにしても次回に、施設に余裕のない学校と隣接する学校との関係がわかるような資料を出す。

委員長

よろしくお願ひしたいと思う。

内藤委員

ひろば事業の実施状況一覧であるが、違うことを質問してもいいか。当初から実施されているところは週5回と回数が多くて、新しいところになると週1回という形になっている。大体こういうのが普通で、最初は1回ぐらいやってみて、慣れてきたところで何回か増やしていくということなのか。

生涯学習課長

今、委員がおっしゃったとおりで、最初から2回、3回とやるところは少ない状況である。大体1回まずやってみて、半年なり1年間様子を見ながら、2回、3回という形

でやっているところが多い。

内藤委員

いろいろと難しく、1回なってしまったのかと思ったが、そういうことではないのか。

生涯学習課長

古くからやっているところで、回数がなかなか増えていかないということも、よく見ていただくとあろうかと思う。そういう場合、施設的な課題とか、あるいはなかなか人が思ったように集まらないということももちろんある。前回ご報告させていただいた「放課後子どもプラン」の中で、実施日数を増やしているというのも一つの課題である。今後、全部のひろば事業が始まったら一つ一つの学校の状況を見ながら対応していこうかという状況である。

委員長

このひろば事業の一覧を拝見すると、どこの学校も皆さん苦労しながら、いろいろな活動の調整をし、いろいろな機関と連携を取り合いながらなさっているのだということが推察される。本当にご苦労いただいていると思う。

教育長

まず、活動拠点がなくなかなか難しい。子供たちが授業を終わって集まってくるしっかりした場所があるのとないのとでは随分違う。ちゃんとひろば室があってというのが理想ではあるが、ないところを、保護者の方々、地域の方々がいろいろ工夫してやっ

ていただいている。

委員長

そのことがよく伝わってまいる。

今回いろいろのご意見をいただいた。また新たな資料をお願いしたので、大変かと思うが、資料のほうの提示をどうぞよろしく願います。

それでは、この案件については、本日は継続としたいといただきたいと思うが、よい

か。

委員一同

よい。

委員長

では、この協議案件については「継続」とする。

#### (1) 教育長報告

平成21年度の特別支援教育における主な取組について

区立小中学校のアスベストフォローアップ調査について  
区立小中学校の耐震改修状況について  
大泉第二中学校と補助線街路第135号線および第232号線について  
その他

委員長

では、次に、教育長報告をお願いします。

教育長

本日は、昨年度の特別支援教育における主な取組について、区立小中学校のアスベストのフォローアップ調査、その結果について。それから、区立小中学校の耐震改修状況、大泉第二中学校と都市計画道路について、それらについてご報告させていただきます。

委員長

では、報告の1番についてをお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

では、委員の皆さんのご質問、ご意見を伺いたいと思う。

天沼委員

資料について3カ所質問させていただきます。

2ページの3の実施状況であるが、小学校、中学校ともに、小学校であると5～6年、中学校であると2～3年、上級学年になると割合が減ってきているように思うが、何か理由があるのか。3ページの副籍制度による交流であるが、(1)と(2)この表の中の数値が、視覚障害、聴覚障害、久我山と大塚、中央と。上が人で下が校なのである。これが全く同じ数であるが、上は人数、下は校である。この数値が同じになったのは、たまたまそうなたただけということなのか。

それからもう一点、同じところである。今、盲学校、ろう学校という言葉を使ったが、今は特別支援学校という言葉で統一されて使われているのではないかと思う。これは別段何の問題も起きていないのだろうか。以上、お願いします。

学務課長

まず、第1点目の学校巡回相談事業で、学年が上級になると減ってくるということであるが、基本的に、まず小学校に入った直後に、なかなか落ち着いて話を聞けないなど、入学直後はそういったところがあらわれやすい。また学校としても、その子供にどう対

応していったらいいかがよくわからないということで、低学年の相談が多いのかと考えている。こちらで相談の対象になった子供については、引き続き、各学校での対応相談ができるかと思うので、新たに相談という形で学校巡回相談員がかかわらなくてもよくなる。学校の中で対応できるようになれば、上級になれば人数が減ってくると、こういうふうに考えている。

あと2点目の3ページの最後であるが、視覚障害と聴覚障害については、学校と人数とそれぞれ一致しているというのは、たまたま学校別に出したものと人数で出したのが一致したということである。

あと学校の名称で、盲学校、ろう学校という名称を使うことについての問題であるが、それについては特にないということに理解している。

#### 委員長

私も質問なのだが、天沼委員の質問と同じような質問になるが、2ページの(1)の相談員の活動状況のところである。小学校はの1年生はよくわかる。環境が変わってということだろう。3年生がまた1年生よりもさらに突出して件数が増えているわけなのだが、これは何かあるか。教育指導課等で何か把握していることはあるか。

#### 教育指導課長

数字的に103人ということであるので、それほど多く増えているということではないが、小学校の場合には、最初入学してから1年生、2年生までは同じクラスで行く。ところが3年になるとまた環境が変わる。一番最初のクラス替えのときには、比較的に子供はいろいろな症状が出てくるので、そういうこともあるのかと思う。

#### 天沼委員

3ページの直接的な交流と間接的な交流のところであるが、学級会などへの参加はないのか。例えば間接的な交流で学級だよりを交換する。それについて、それを1つの共通の話題として学級会を持つとか話し合うとか。また、お互いに便りを交換して、その便りが相手に届く。出した人がそこにいる。その学級会で、それを1つの共通の話題としてわいわいやるとかそういうことが可能なのではないのか。

#### 教育指導課長

この、これは例として掲げてあると思うのであるが、基本的にはこの副籍の子供の交流というのは、その子の実態にあわせてやるというものである。なので、全ての子がその学級会に参加することがその子にとっていい活動かどうかというのも、実態にあわせて考えるということである。中にはおそらくそういう形のことも考えられてはいると思う。

#### 委員長

ただいまの天沼委員のご意見は、そういう間接的な交流からさらに発展させて、それが直接的な交流になればいいという、そういう展望のご意見だったように伺えた。

天沼委員

前にそういう授業を見たことがある。そういう子が来ている。障害の程度にもよるの  
だろうが、そこの子たちが音楽の時間演奏しているのを、そこに椅子が並んでいて、参  
加するというよりはそこにいたという感じなのだが、そういうふうなイメージを持って  
見た。

教育長

それは桜小と大泉養護はやっている。桜小は隣の大泉養護と行ったり来たりしている。  
今、天沼委員がおっしゃるようなことはここはやっている。

委員長

交流が盛んなようである。

教育長

たまたま学校が隣であるから。あとは例えば何々小学校と特別養護にいる子というの  
は、1つの学校に何人もいないのである。であるから、なかなか難しいのではないか。  
運動会に来たりと直接参加している子と、それから書類だけつながる子とあるかと思う。

委員長

今の天沼委員のご意見は、活字だけを通しての交流から実際にご本人に会うという、  
そういう内容のお話であった。また何かの参考になるかと思う。

教育長

かなり直接も増えてきた。最初のころは、直接はほとんどなかった、

委員長

実際に関わらないとわからないことがあるから、いいことだと思う。

天沼委員

車椅子だとエレベーターがないから、音楽室などは2階、3階で大変である。

委員長

ほかにはいかがか。

内藤委員

学校巡回相談事業のことであるが、これも行われて3年ぐらいたったかと思う。練馬  
区では特別に人を配置するというので、とてもすばらしい事業だと思っている。これ  
が本当に生きて働くようになってくると、学校に大きな支援の力になってくると思っ  
ている。3年間たったところで、学校現場がこのことについてどのように評価をしている

か、または課題があるのか、そんなようなことがデータとしてあるようなら、お聞かせ願いたい。

#### 学務課長

現在のところ、そういった形での評価等を行っていないので、今後の課題として考えていきたいと思っている。学校巡回相談員事業については、昨年度から新たに専門家チームを設置して、学校側の状況によりきめ細かく対応できるようにしたので、そういった中で学校側のほうの状況に対応したいと思っている。

#### 委員長

今年度は発展的に平成21年度に比べて倍の6回が予定されているという見通しのお話もあった。であるから、そういう専門家チーム全体での結果などについても、委員会のほうに報告いただけたらありがたいかと思う。よろしく願います。

#### 安藤委員

就学支援シートについて、保護者として入学するときにこういうのがあるのは本当にいいと思った。今、配布の方法として、幼稚園や保育園に配布されていると思うが、最近、幼稚園にも保育園にも通わずに小学校に上がってくる子供がいるようである。そういった人はすべてではないと思うが、集団生活ができなかつたりとか、そういうこと自体を親もあまりわかっていないような場合もあるので、幼稚園、保育園以外でも配布したり、今まで幼稚園、保育園に通ってなかったということを伝えられるような場があればいいのかと思う。そういったことに関してはいかがか。

#### 学務課長

中村橋に、学校に入る前の子供が通っていらっしゃる施設があるので、そういったところでもこの就学支援シートについて、昨年度、説明会をしている。区立、私立の幼稚園、保育園以外にも、そういったところ、あとはホームページ等で就学支援シートについて、区民の皆さんに幅広くお知らせすることによって、未就学の子供についても、何とかこの制度を利用できるようにと考えている。

#### 教育長

5歳児で300人ぐらいいる。幼稚園、保育園に行かずご家庭で見ている方である。

#### 委員長

300名近くの子供が家庭のお考えがあつたり、いろいろな事情で未就園だということである。そういう子供も就学時健診や、学校の入学説明会には皆さん来る。

大変かもしれないが、そういった場でこういうのがあるということを提示して差し上げることができればいいのではないか。

#### 内藤委員

就学支援シートについて、実際に今年、小学校に保護者が提出された件数というのは把握しているか。していたらそれをお聞きしたい。

もう一つは、これから開設される(仮称)学校支援センターのことである。専門家チームと学校巡回相談員のこともそうだが、(仮称)学校支援センターのほうにこれが生かされる形になると思う。専門家チームも、このように大変すばらしい先生方が集まって話し合いを持たれて、意見が出されるのだろうが、それを今度は具体的に現場につなぐということになると、またフォローの手が必要になると思う。1つの窓口であとをフォローしていくということが大事だと思う。(仮称)学校支援センターのほうでは、教育相談室も一緒になっているので、今までよりもっと学校と教育相談室と、こういう巡回相談の方々とがしっかりと連携をとって、よりよい支援の方策が出され、実際にそれが運営されていくようお願いしたい。

委員長

非常に現場に根を下ろした発展的なご意見をいただいた。

この4月に上がってきたシート数などは、今の時点ではちょっと厳しいかと思うが、わかるか。

学務課長

まず、今年度、この就学支援シートが各学校にどのくらい出たかということについては、私どもも把握していないので、今後の調査等で検証していきたいと考えている。

委員長

少しでもいい小学校生活が送れるようにということで考えられた支援シートである。我が子のこんなことを学校に知ってもらって教育を受けさせたいと思っている方に、活用していただけたらいいと思っている。よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、次の報告にまいりたいと思う。よろしく願います。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

何かご質問、ご意見あるか。

天沼委員

アスベストが人体に影響を及ぼすということがわかったのはかなり前であるか。わか

ってから対策が練られる期間が長くて、これはアスベストなのだが、またほかのアレルギーを引き起こす物質も学校建築の中にあるかもしれない。そういうものというのは、業者がちゃんとチェックしながら使用していないからこういうことが後になってわかってくる。学校に使う資材とか、例えば接着剤でどういうものが入っていると、そういうものの使用するルールやチェックの仕組みは、公共施設の場合はないのか。

#### 施設給食課長

基準としてはある。いわゆる建築基準法の規定が厳しくなっている。各仕様のそういう含有量が規定されていて、アスベスト以外にもさまざまなものについて、それぞれの環境法令に従った上で使用されている。使用が禁止になったものについては使用しない。近年に入っては、VOCというのがあり、耐震補強工事の中で同時に室内も改修したときについては、VOC測定を行ってから学校に引き継ぐという対応をとっている。

#### 教育長

アスベストに関しては、世界的に使ってはいけなかったものではなかった。昭和60年にアスベストの影響がわかり、その時、練馬区は全部のアスベストを調査し、見るところは取った。

だが、その後、国から、それまで使っていたアスベスト以外のアスベスト、いわゆる石綿もいけなくなったので、平成15年、16年、19年にまた調査した。

練馬の学校は、ほとんど全部アスベストを使っている。建築上、高さ制限を受けてしまっているため、防音のために使っている。それを全部取るのは大変である。であるから、工事をするときに全部取っているわけである。封じ込めで、出ない部分についても改築するときには全部とる。アスベストの除去工事は密封して行うので大変である。

調べ方がいろいろあり、また新しくアスベストの種類が出てきたので、こういうフォローアップになってしまった。国の怠慢でもある。

#### 天沼委員

ほかにもあるかもしれないと思うが。

#### 教育長

それで、今言ったホルムアルデヒド関係は接着剤やペンキ、塗料に使われている。文京区の保育園、あるいは千代田区の老人施設でそれがあつたために、オープンが1年でできず大変だったわけである。ちょうど練馬区は光和小学校をつくるときにそういう騒ぎだったので、光和小学校では石油系のものは使わなかった。それから、光四中にいた子供の中で石油系が全くだめな子がいて、加湿器をつけたり、書類も全部大豆系のインクにし、学校もワックスは石油系は一切使わないなど、3年間そうした。食べ物についても、給食はアレルギーへの対応をしている。

#### 委員長

接着剤のホルムアルデヒドの問題であると、竹が今、開発されているようである。す

ばらしい抗菌作用があり、嫌な臭いも吸収するということで、ということで資材として使えないか研究されているらしいが、まだ事業化までに間がありそうである。ではよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、次の報告をお願いします。

施設給食課長

#### 資料に基づき説明

委員長

大変に詳しい貴重な資料、しかもいろいろ改良された資料をありがとう。

教育長

平成24年3月に100%になる。今年度と来年度にかけて残りを全部なくすというのが、区で区民に公表している数字である。それから、3ページのところをご覧くださいと、例えば中村小の場合は、今ある建物が5回に分けて建ってきている。練馬区の学校はこういう形で建っている。であるから、一部の建物部分を見てもだめなのである。全部の建築年次ごとのものを、アスベストなども調査しなければならない。大変な作業である。一遍に建てるわけではない。一遍に建てたのは光が丘の学校と、最近の光和小学校、それから今建てている豊玉南小学校である。

委員長

人口がどんどん増えてきたということの現われかと思う。

教育長

国のほうも、去年の段階では、耐震化のための予算を削ることになるかもしれないと言っていたが、予備費を使ってもやるということになった。練馬区はそれに関係なく進めている。

委員長

本区は子供たちの安全のために、それから、学校は地域の避難場所になっているので、耐震をしっかりやっけていこうということで着々と進めている。

内藤委員

質問であるが、3番目の耐震診断調査というのは、調査をしてから何年有効なのか。

施設給食課長

建物はどうしても経年劣化ということがあるので非常に難しい。

現在は今年の基準で動いている。これ以降大きな診断の基準の改正等がないので、現在はこれを使っているが、調査から今10年経っている。10年で大幅に変わることはないかと思うが、経年劣化に伴って多少変動があるということは言える。

ただ、耐震改修のときに、文部科学省は0.7以上にということではあるが、練馬区はそれより高い0.75で改修していくので、多少それが減ったとしても0.7以上はあるという形になっている。そういう面では安心できるかと思っている。

教育長

大丈夫である。

委員長

では、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、次の報告をお願いします。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

大変な問題である。

天沼委員

質問であるが、現地再建ということの内容を説明していただければありがたい。

施設給食課長

現地再建にどんな方法があるかも含めて、これから総合的な調査に入りたい。例えば一番わかりやすいのが、配置図で見ると、東側の校舎棟が寄っているのが、武道場、屋内運動場、プールを含めてここだけの部分を改修して、残った部分で学校、校庭等、活用ができないか。また、道路の上にデッキ等を通して、直接反対側にも道路を挟んで行けるような形などである。それ以外にも、例えば都内の学校であると、かなり大胆な学校が最近出てきて、体育館を地下に掘って地下に近いような形で作っているような学校も、都内の狭隘な土地の学校ではある。無理に方向を固めるということではなくて、可能性としてどういう現地再建の方法があるかという調査に入りたいというものである。

#### 教育長

縦の道と横の道の、完成までに時間差がある。そういうことから現地ということで考えられるのではないかということである。

#### 天沼委員

都市計画の決定ということ自体の見直しというのはあり得ないのか。学校という公共の施設をつぶしてまでもそういう都市計画はやめてくれという、そういう方向はないのか。

#### 学校教育部長

私ども辛いのは、都市計画道路が先に計画決定されている。そこに学校を建てているので、当時はやむを得なかったのだらうとは思いますが、そもそもこういうことは、想定されていたということもあって、非常に辛い立場にある。特に練馬区では、縦交通がないので232という横の補助線街路よりは縦の135という道路が、区としては非常に必要な道路である。放射の道路よりは縦交通のほうが欲しいということで、実は今回の長期計画の中でも、特に135については測量を進めて計画内に着手するのだというふうに位置づけている。そういう意味で言うと、大泉学園のあの混雑状況、再開発事業は都市計画道路の135ができることを前提につくられているので、135が、せめて富士街道まで整備されないと、あそこの駅の周辺の状況は改善されないということもある。かといって、1万9,000平米の土地をこの学区域内のどこかに取得をしてというのは、幾つか当たってはいるが、なかなか芳しくないのが、今、課長がご説明したような現地再建も含めて考えないと厳しいというのが今の状況である。

#### 天沼委員

ということは、これは道路を曲げるとか、ここを通らないような形で横道のトンネルを通してとか、例えばそういうことも一切なく、これをこのままの形で都市計画を通すということか。その都市計画自体を変えるということは今の時点では難しいということになってくるわけか。

#### 学校教育部長

論理的には都市計画を変えるということはあると思う。ただ、例えば昭和22年に、計画決定をしていて、その都市計画道路が計画決定されているエリアは、基本的には地上2階建てで、今は3階建てもあるが、高い建物や地下を掘ってはだめという形で、ずっと制限をかけられている。これをまた、別の形で都市計画道路を、例えばバス通りである学芸大のところに振ったらどうかという議論も、実は地元で話があった。

ただ、あそこを例えば15メートルで広げるといふ話になると、当然、道沿いに店舗も含めて高い建物がいっぱい建っている。正直申し上げて事業費も考えると、制限がかけられて、結構農地の空間もまだあって、高い建物も建っていないところの整備費と、今まで都市計画制限がされていなかったところの商店街の部分を拡幅して、商店街を一系列全部なくして補償するという費用対効果を考えると、多分、計画決定をされたところ

の部分を整備するほうが、費用対効果としてはいいだろう。変更ができないということではないが、そういう問題は当然起こってくるというふうに思う。

天沼委員

この学校は先ほども話題になった大規模でほかに行き場がない学校であるから、これを小さい形にしてしまうというのはどうか。地上に大きくするか、地下に潜るか、このままやるならそういうふうな方法しかないと思うので、道路を変えるというのはこちらからすれば・・・

学校教育部長

今日はまだ資料を出していないが、実は土木部のほうも、大泉第二中学校の対応を考えないと、道路は整備できないというふうには考えている。昨年、例えば全部道路を地下に潜らせたらかどうか、実はそういうことを検討している。近々環境まちづくり委員会のほうにもその説明をするということを知っているので、その資料が出れば、次の教育委員会にも参考として出して、今、検討状況がどうなっているかというのをご説明できればと思っている。

ただ、一応私どもが聞いている範囲の中では、道路を地下に潜らせる等の案はなかなか厳しいという話は伺っているところではある。

教育長

武道場はひっかかっているが、校舎はみんな都市計画道路の外にできている。そういうことも考えて建てている。50年経っている。

天沼委員

50年前と現在とは、いろいろ状況も変わってきているので、その状況も考えていただくような形であってほしい。学校であるから、道路のために学校をつぶすというのはここしかない。都市計画を変えてくれというのは難しいかもしれないが。

教育長

前の資料で、武道場は平成3年にできている。体育館が昭和37年、校舎は47年、50年と2回にわたっている。平成3年のときも、おそらく議論はあったと思う。

しかし、都市計画道路線上にある民間の建物もたくさん制限を受けているので、学校だから制限なしというわけにもいかないのではないかと。いずれにしても、どういう形でご報告できるのか、また委員会で伝える。

天沼委員

耐震改修状況について見ると、 $I_s$  値が0.6ぐらいであるから、大泉第二中学校は耐震化をしなければいけない。

教育長

Eランクである。

天沼委員

Eランクで3棟なので、そうなったときにどういうふうに変築していくかということもある。

委員長

いろいろな要素も絡んでいる学校。これはなかなか難しいかと思うが、先ほど学校教育部長が、環境まちづくり委員会での検討結果もこちらに報告していただけたということなので、またここで話していけるかと思う。ただいまの報告はよいか。

教育長

動きについては報告させていただく。

委員長

よろしく願います。では、その他の報告はあるか。

事務局

今のところない。

委員長

それでは、以上で第9回教育委員会定例会を終了する。